

大津市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格の調査)

第2条 低入札価格調査は、第4条に定める低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格による入札があった場合に実施する。

(調査対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合評価競争入札により請負業者を決定するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、当該合計額が予定価格の100分の92を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、100分の75に満たない場合は、予定価格の100分の75を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。なお、工事の性質上これにより難しい場合は、予定価格の100分の75から100分の92までの割合を乗じて得た額の範囲内において、予定価格の設定権者が定める額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - (2) 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額
- 2 工事区分が解体工事であって、その対象が廃棄物処理関連施設の場合における調査基準価格は、前項第1号中「100分の97」とあるのは「100分の90」と、前項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前項第3号中「100分の90」とあるのは「100分の80」として同項を適用する。
- 3 調査基準価格を定めた場合は、これを予定価格調書に「調査基準価格」として、当該調査基準価格から消費税額を減じた額を「調査基準価格入札書比較価格」（以下「調査基準比較価格」という。）として併記する。

(数値的判断基準価格の設定及び判定)

第5条 数値的判断基準価格は、予定価格算定の基礎となった額における各工事費目の額を用いて算出される次に掲げる数値的判断基準に基づくもの以上とする。なお、工事の性質上これにより難しい場合は、入札ごとに数値的判断基準を定めることができる。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額
- (2) 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

2 前項で定める基準のいずれかを満たさない入札があった場合、その入札は第2条の規定にかかわらず、低入札価格調査を行うことなく失格とする。

(調査対象者)

第6条 低入札価格調査制度を適用する工事において、調査基準比較価格を下回る価格で入札した者（以下「低入札価格入札者」という。）を対象とする。ただし、総合評価競争入札にあっては評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）で、かつ、低入札価格入札者を対象とする。

(入札参加者への周知)

第7条 契約担当者は、入札公告、入札説明書及び入札通知書、仕様書において次の各号に掲げる事項を明記し入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び数値的判断基準価格が設定されていること
- (2) 落札者の決定にあたっては、低入札価格調査制度を適用すること
- (3) 低入札価格入札者は、最低の価格をもって入札を行った者（総合評価競争入札により入札を実施した場合は、最高評価値者）であっても必ずしも落札者とならないこと
- (4) 低入札価格入札者は、事後の調査及び資料の提出に協力すること（第5条第2項に該当する場合を除く。）
- (5) 低入札価格調査を経て契約を締結した工事には、契約締結や履行に対して第14条の要件を付すこと

(開札の執行)

第8条 開札の結果、数値的判断基準価格より上で調査基準比較価格を下回る最低の価格（総合評価競争入札にあっては最も高い評価値）で入札が行われた場合、入札執行者は、入札者全員に対し落札者決定の保留を宣言し、落札者は調査後に決定する旨を告げて開札を終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず総合評価競争入札において低入札価格入札者でない者が最高評価値者となる場合は、低入札価格入札者への第9条以下の調査は実施せず、最高評価値者を落札者として開札を終了するものとする。

(調査の実施)

第9条 契約担当者は、低入札価格入札者に対し、契約内容に適合した履行ができるかどうかを確認するため、次の各号に掲げる事項について調査及び事情聴取を実施するものとする。また、必要に応じて関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
 - (2) 入札価格に係る積算内訳書及び内訳書に対する明細書
 - (3) 下請予定業者及び配置予定技術者の状況
 - (4) 手持工事の状況（対象工事現場付近、対象工事関連）
 - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（地理的条件）
 - (6) 手持資材の状況
 - (7) 資材購入予定先と入札者との関係
 - (8) 手持機械の状況
 - (9) リース機械の調達予定先と入札者との関係
 - (10) 労務者の具体的な供給見通し
 - (11) 建設副産物及び資材等の取扱い
 - (12) 品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来形管理計画書）
 - (13) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員配置計画）
 - (14) 施工体制台帳
 - (15) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
 - (16) 経営内容
 - (17) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
 - (18) 信用状況（法律違反の有無、貸金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
 - (19) 機器製作に関する事項（電気設備工事「電気工事、電気通信工事」及びこれに類する工事の場合）
 - (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた事項
- 2 低入札価格入札者が、正当な理由なく前項の調査及び事情聴取に協力しない場合は、失格とするとともに、不誠実な行為として指名停止を行うものとする。

(調査資料の提出)

- 第10条 前条の調査を行うにあたり、低入札価格入札者は、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに、別表に定める調査資料及びその添付資料を提出しなければならない。
- なお、契約担当者から特に指示がなかった場合は、提出要請があった日から起算して5日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に必要な全ての資料を提出するものとする。また、提出期限以降の提出資料の再提出、差し替え等は認めない。
- 2 調査資料及びその添付資料を提出期限までに提出しない者は、失格とするとともに、不誠実な行為として指名停止を行うものとする。

(落札者の決定等)

第11条 契約担当者は、第9条の調査を終了し、当該工事内容に適合した履行がなされると認めるときは、低入札価格入札者（総合評価競争入札にあっては最高評価値者で、かつ、低入札価格入札者）に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 第9条の調査により当該工事内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、低入札価格入札者（総合評価競争入札にあっては最高評価値者で、かつ、低入札価格入札者）を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、低入札価格入札者（総合評価競争入札にあっては最高評価値者で、かつ、低入札価格入札者）（以下「次順位入札者」という。）を落札者とする。

ただし、次順位入札者が調査基準比較価格に満たない価格での入札を行った場合に当たっては、第9条の調査を行った上で落札者とするかどうかの決定をするものとする。

3 契約担当者は、低入札価格入札者（総合評価競争入札にあっては最高評価値者で、かつ、低入札価格入札者）を第5条の規定に基づき失格としたとき、又は前項前段の規定に基づき失格としたときは、その旨を通知する。

4 次順位入札者が調査基準比較価格を上回る価格で入札した場合は、次順位入札者を落札者とする旨を次順位入札者に通知し、他の入札者全員にもその旨通知するものとする。

5 次順位入札者が調査基準比較価格を下回る価格で入札した場合は、第7条以降の手続きを順次行うものとする。

(失格理由の説明)

第12条 低入札価格調査の結果失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内（以下「失格理由説明請求期間」という。）に、書面（任意様式）を持参することにより、市長に対し失格と認めた理由について説明を求めることができる。ただし、第5条第2項に該当する者は除く。

2 市長は前項による説明を求められた場合は、原則として失格理由説明請求期間の最終日の翌日から起算して5日（市の休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(結果の公表)

第13条 契約担当者は、低入札価格調査の結果について、落札決定後、速やかに公表するものとする。

(付加要件)

第14条 調査対象者である低入札価格入札者が落札者となったときは、次の要件を付加するものとし、契約締結時に付加要件の履行が困難である場合は、第10条の規定により資料の提出を要請した日から起算して3日以内（市の休日を除く）に「低入札価格調査における付加要件の履行にかかる辞退届（別紙様式1）」を提出することにより、契約を辞退することができる。

- (1) 大津市契約規則（昭和40年規則第35号）第24条第1項の規定による契約保証金を契約金額の100分の30以上納付すること
- (2) 適正施行に関する「確約書（別紙様式2）」のほか、当工事における「施工体制台帳・工事日報・本市の設計書に対応した精算内訳書及び下請契約書、下請代金等の支払状況等の写し」を提出すること
- (3) 配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名以上増員すること
- (4) 施行体制台帳及び施行計画書の提出に際し、監督職員からその内容の説明を求められた時は応じること
- (5) 毎月の下請代金の支払状況が確認できる資料を提出すること
- (6) 出来形管理及び品質管理の測定頻度及び試験頻度を、施工管理基準で定められた測定基準及び試験基準の2倍とすること
- (7) 公告日において、調査基準価格を下回った価格をもって契約した本市発注の工事で、施工中の工事が2件以上ない者であることが、今後の入札参加資格の要件とすること

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日以降に入札公告を行う低入札価格調査制度を適用する工事から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年6月1日以降に入札公告を行う低入札価格調査制度を適用する工事から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月20日以降に入札公告を行う低入札価格調査制度を適用する工事から施行する。

別表（第10条関係）

調査資料	様式
1 低入札価格調査報告書（表紙）	様式1
2 当該価格で入札した理由	低入札価格の理由書・・・様式2
3 積算内訳書及び内訳書に対する明細書 （下請け予定部分も明示）	積算内訳書・・・・・・・・・・様式3-1 内訳書に対する明細書・・・・・・・・様式3-2 一般管理費等の内訳書・・・・・・・・様式3-3 労務単価一覧表・・・・・・・・・・様式3-4
4 下請予定業者及び配置予定技術者の状況	下請予定業者等一覧表・・・・・・・・様式4 配置予定技術者名簿・・・・・・・・様式5
5 手持工事の状況	手持工事の状況（対象工事現場付近） ・・・・・・・・・・様式6-1 手持工事の状況（対象工事関連） ・・・・・・・・・・様式6-2
6 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（地理的条件）	様式7
7 手持資材の状況、資材購入予定先及び購入先と入札者の関係	手持資材の状況・・・・・・・・・・様式8-1 資材購入予定先一覧・・・・・・・・様式8-2
8 手持機械の状況、リース機械の調達予定先と入札者の関係	手持機械の状況・・・・・・・・・・様式9-1 機械リース元一覧・・・・・・・・・・様式9-2
9 労務者の具体的な供給見通し	労務者の確保計画・・・・・・・・・・様式10-1 工種別労務者配置計画・・・・・・・・様式10-2
10 建設副産物及び資材等の取扱い	建設副産物の搬出地・・・・・・・・様式11 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書・・・・・・・・・・様式12
11 品質確保体制	品質管理のための人員体制・・様式13-1 品質確保計画書・・・・・・・・・・様式13-2 出来形管理計画書・・・・・・・・・・様式13-3
12 安全衛生管理体制	安全衛生教育等・・・・・・・・・・様式14-1 点検計画・・・・・・・・・・様式14-2 仮設置計画・・・・・・・・・・様式14-3 交通誘導員配置計画・・・・・・・・様式14-4
13 施工体制台帳	様式15

1 4 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	過去5年間において施工した同種の公共工事名及び発注者・・・・・・・・・・様式16
1 5 機器製作に関する事項 ※電気設備工事「電気工事、電気通信工事」及びこれに類する工事の場合のみ提出	他社への機器製作委託又は購入を予定する機器の一覧・・・・・・・・・・様式 機器単体費1 手持機器の活用を予定する機器の一覧 ・・・・・・・・・・様式 機器単体費2 自社で製作を予定する機器の一覧 ・・・・・・・・・・様式 機器単体費3
1 6 経営内容、経営状況が分かる書類	直前3ヵ年の事業（営業）年度に係る計算書類（決算変更届の財務諸表など）

低入札価格調査における付加要件の履行にかかる辞退届					
工事名称	年度				
施工場所					
<p style="text-align: center;">標記工事の低入札価格調査における付加要件を履行することができないため、辞退します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">所 在 地</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">商号・名称</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">代表者職・氏名 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">連絡先電話番号 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">メールアドレス※ _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">※入札辞退届をメールで提出する場合は必ず記入すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">届出責任者^(注)</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="padding: 5px;">担当者^(注)</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">注) 必要に応じて確認のため連絡することがあります。</p>		届出責任者 ^(注)		担当者 ^(注)	
届出責任者 ^(注)		担当者 ^(注)			
<p>[あて先]</p> <p style="margin-left: 40px;">大津市長</p>					

確 約 書

年 月 日

大津市長

所 在 地
商 号 ・ 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名
連 絡 先 電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス ※

※確約書をメールで提出する場合は必ず記入すること。

提出責任者 ^(注)		担当者 ^(注)	
----------------------	--	--------------------	--

注)必要に応じて確認のため連絡することがあります。

年 月 日付けで落札決定の通知があった 年度 工事
については、当社の総力をあげ、関係法令、契約書等を遵守し、監督職員の指示に従い契約に示された内容に適合した履行を行うことはもとより、工事内容を変更し又は追加する必要がある場合には誠意をもってこれに対応し、公共工事に適う品質を確保するとともに、工事の安全にも万全を期します。

また、着手時から工事完了後において、施工体制台帳、工事日報、大津市の設計書に対応した積算内訳書及び下請契約書、下請代金等の支払状況等の写しの提示、提出を行います。

以上のとおり、本工事の適正な執行に努めることを確約します。